

1 趣旨

この選書基準は、木曾岬町立図書館開館後に整備する図書館資料を選書する際に必要な事項を定めるものとする。

2 収集の原則

- (1) 図書館は、図書館法（昭和 25 年 法律第 118 号）に示された公立図書館の役割並びに利用者の要望及び社会的な動向に十分配慮し、木曾岬町の生涯学習の拠点施設として広く町民の日常生活に役立ち、文化、教育、調査研究、趣味、娯楽等に資する資料並びに木曾岬町の特性に関する各種資料を収集するものとする。
- (2) 「図書館は、基本的人権のひとつとして、知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、最も重要な任務とする。」（図書館の自由に関する宣言）ため、資料の収集にあたっては、町民の顕在的・潜在的な要求に基づくことを第一の原則とする。
- (3) 収集は、町民の要望に基づいて行うものとし、要望の量や流行、社会情勢、将来的な財産的価値等を考慮し収集する。また、町民の向上心に刺激と感動を与える資料、町民の生活地域の要望、課題に役立つ資料を積極的に収集する。

3 収集の方針

- (1) 図書館は、町立図書館全体の体系的な資料構成に留意し、町民の一般教養、実用、趣味等に資する資料のほか、専門的図書、参考図書、地域行政資料等の収集と保存に努めるものとする。
- (2) 図書館は、地域性及び公立図書館の役割と機能に応じた蔵書構成に留意し、資料の充実を図るものとする。
- (3) 資料の収集に際しては、図書館の規模を考慮し、専門的図書、参考図書、地域行政資料等については必要最低限の資料収集とし、収集していない資料への町民の要望については県立図書館など他の図書館との相互貸借を活用することで対応することとする。

4 収集上の留意点

町民ひとりひとりの価値観は多様であり、資料に対する評価や、個々の社会的な問題に関する意見も様々である。従って、資料の選択にあたっては、以下を留意点とする。

- (1) 収集にあたって、対立する意見のある問題については、バランスを考慮し、できるだけ客観的な立場で書かれている資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3) 図書館員の個人的関心や好みによって選択しない。
- (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりしない。
- (5) 図書館の収集した資料が、どのような思想や主張をもっていようと、それを図書館又は図書館職員が支持する思想や主張であることを意味しない。

5 収集資料の種類

開館時に収集する資料の種類は、次のとおりとする。ただし、書き込むこと・切り取ること・または組み立てることを目的として作られた図書、あるいは著しく破損しやすい図書は原則として収集しない。

- (1) 図書（一般図書・参考図書・児童書等）
- (2) 官公庁出版物
- (3) 逐次刊行物
- (4) 地域資料、郷土資料
- (5) その他資料

6 資料収集の範囲

- (1) 収集する資料の範囲は、国内で刊行される資料を中心とし、各分野にわたり広く収集する。
- (2) 町民の要望の高いテーマにおいて、学派・学説その他多様な対立する意見のある問題については、それぞれの視点に立った資料を幅広く収集する。

7 資料別収集方針

(1) 図書

- ア 一般図書は、町民の教養・調査・研究・娯楽に資するため、基本的、入門的な図書のほか、「3 収集の方針」に照らし合わせて、必要に応じ専門的な図書まで幅広く収集する。ただし、きわめて高度な専門書・学術書・学習参考書・各種試験問題集、及びテキスト類は原則として収集しない。
- イ 参考図書は、町民の調査研究のために必要な辞典・事典・年鑑、目録・書誌・地図等幅広く収集する。
- ウ 児童図書は、子どもが読書の楽しみを発見し、読書習慣の継続の一助となるように、各分野の資料を幅広く収集する。読書が子どもの心を育て、人格形成を促すものであること、また、すべての子どもが適切な時期に適切な本の楽しみと出会えるような環境を整備する必要があることを念頭におき、長く読み継がれ、評価の定まっているものを中心に収集する。また、町立小中学校の授業支援に資するための資料については、副本も収集することがある。

(2) 官公庁出版物

- ア 政府諸機関が発行する資料については、主要なものを収集する。
- イ 地方公共団体その他公的機関が発行する資料は、必要度が高いものを収集する。

(3) 逐次刊行物

- ア 年鑑、年報及び白書は、一般図書及び参考図書に準じて収集する。

(4) 地域資料、郷土資料

- ア 木曾岬町に関する資料は、図書・新聞・雑誌・行政資料・パンフレット・地図・写真等可能な限り収集する。
- イ 三重県及び県内市町に関する資料は、基本的資料・歴史的資料及び木曾岬町に関係ある資料を中心に収集する。
- ウ 農水産業やその他産業、文化、教育等のほか、木曾岬町の名所・特性に関連する資料については、幅広く収集する。

(5) その他資料

- ア パンフレット、リーフレットのその他必要な資料等は、図書等の関連を十分考慮して必要に応じ、収集する。

8 寄贈・寄託資料等の収集

資料の収集については、購入を原則とするが、寄贈・寄託も必要に応じて活用する。この場合についても、本基準を適用する。

- ア 寄贈・寄託資料の収集・廃棄については図書館に一任することとする。